

26年度臨時的任用職員を募集

- 職種：①一般事務職員②保育士③看護師(保育所勤務)④町民温泉フロント職員⑤児童館管理人⑥幼稚園教諭⑦図書館事務職員⑧発掘調査事務補助員⑨文化遺産センター受付職員⑩調理員⑪用務員⑫学校特別支援教育支援員⑬学校読書推進員⑭体育施設管理人⑮運転手⑯放射線測定事務補助員(学校給食食材)
■資格：平成26年4月1日現在おおむね65歳までの人(職種②は保育士資格③は看護師資格⑥は幼稚園教諭資格⑧は発掘調査経験⑭は草刈り機の操作経験⑮は大型運転免許資格)がある人
■勤務形態：期限付き雇用、日々雇用、時間雇用
■申し込み・問い合わせ先
総務企画課 ☎46-2111

交通安全運動を推進する交通指導員を募集します

- 主な業務
▽月4〜5回(1時間程度、朝の街頭交通指導
▽催し物での交通整理
▽交通安全広報及び教育活動
■募集人員：若干名
■応募資格
▽町内在住の20歳以上の人
▽交通安全の推進活動に興味のある健康な人
◇普通自動車免許を所有している人
■任期：2年間
■報酬：年額17万5千500円
■その他：夏・冬制服などは貸与
■応募方法
履歴書を町民福祉課へ提出してください。後日、面接の日程をお知らせします。
■応募期限：1月31日(金)
■申し込み・問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

悠久の湯平泉温泉年末年始の営業案内

- 日ごろから当館をご利用いただきありがとうございます。
年末年始の営業は次の通りです。
皆さんぜひご利用ください。
■年末年始の営業時間
通常営業(10時〜21時)
■粗品の贈呈：1月1日から3日まで、先着1000人に粗品を贈呈
悠久の湯平泉温泉 ☎34-1300
■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

インフルエンザなどの予防接種費用助成は1月31日までです

昨年10月から実施しているインフルエンザなどの予防接種の費用助成は、1月31日までとなっています。
接種を希望する人は、お早めに医療機関で接種を受けてください。
またインフルエンザの予防のためには十分栄養をとり、外出後の手洗いやうがい、マスクの着用なども大切です。しっかり予防をして、インフルエンザの流行を防ぎましょう。

※ 高齢者インフルエンザと高齢者肺炎球菌は生活保護世帯、小児インフルエンザは生活保護世帯・町民税非課税世帯は全額費用を助成します。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

■問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

予防接種費用助成の内容

Table with 3 columns: 予防接種 (高年齢者インフルエンザ, 小児インフルエンザ, 高年齢者肺炎球菌), 対象者 (接種日現在65歳以上の人, 接種日現在1歳~中学3年生(13歳未満は2回、13歳以上は1回), 昭和18年4月2日~19年4月1日生まれの人), 費用助成の内容 (接種費用のうち2,000円を上限として助成, 接種費用のうち1,500円を上限として助成, 接種費用のうち4,000円を上限として助成)

道の駅講演会を開催します

- 平成28年度の開催を目指して進めている道の駅整備事業。地域活性化・観光振興などの役割を担う道の駅への理解を深めるため、講演会を開催します。
■日時：1月23日(木) 18時〜
■場所：役場201会議室
■演題
「道の駅が地域に果たす役割」
■講師
株式会社十文字リーディングカンパニー 代表取締役社長 小川 健吉さん
■問い合わせ先
総務企画課 ☎46-5578

上下水道事業運営協議会委員を募集します

- 年2〜4回程度の会議に出席し、町の上下水道事業について意見を述べていただきます。
■募集人数：2人
■応募資格：町内に住所がある20歳からおおむね60歳までの人(公務員と上下水道関連分野の業務に職業として従事している人は除きます)
■任期：2年間
■報酬：町規定により支給します。
■応募方法：建設水道課にある「応募申込書」へ必要事項を記入の上、応募してください。メール(E-mail: suido@town.hiraiizumi.iwate.jp)でも応募できます。(様式を送ります)
■応募期限：1月14日(火)
■申し込み・問い合わせ先
建設水道課 ☎46-5569

町子ども・子育て会議委員を募集します

- 「子ども・子育て支援事業計画」に子育て中の保護者などの意見を反映させるため、子ども・子育て会議委員を募集します。
■募集人数：3人程度
■応募資格：町内在住の子育てをしている満20歳以上の保護者
■任期：委嘱の日から平成27年3月31日まで
■応募方法：町民福祉課にある「応募用紙」に必要事項を記入の上、ご応募ください。(応募用紙は町ホームページからダウンロードできます)
■応募期限：1月15日(水)
■申し込み・問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

使用済み小型家電回収事業を開始します

- 一関地区広域行政組合では、平成26年1月8日から、使用済み小型家電の回収事業を開始します。
小型家電には、金、銀、レアメタルなどの貴重な有用金属が多く含まれており、25年4月1日から使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が施行されたことに伴い、これらの有用金属を資源化し、国内で循環する仕組みができました。
このことから、貴重な資源の有効活用の促進のため、家庭ごみ収集とは別に小型家電を回収する取り組みを始めます。
限りある資源を有効活用するため皆さんのご協力をお願いします。
なお小型家電(パソコン以外)は、これまでどおり「燃やせないごみ」として集積所に出すことも可能です。
■回収方法
町内3カ所の公共施設に小型家電回収ボックスを常時設置して回収します。なお建物内に設置してありますので、各施設の開館時間内にご利用ください。
■設置場所
町役場、町立図書館、町公民館
■対象品目
横40センチ×縦10センチ×奥行き30センチ未満の使用済み小型家電が対象です。
(例) 電話機、ファクシミリ、ラジオ、携帯電話、カーナビ、カーCDプレーヤー、TVチューナー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、録音・再生装置(DVDプレーヤーなど)、音響機器、ノートパソコン、補助記憶装置(USBメモリーなど)、電子体重計、ゲーム機、ゲームソフト、これらの附属品(リモコン、ACアダプタなど)など
※ 詳しくは、広報ひらいずみ1月号に折り込みしたチラシまたは一関地区広域行政組合のホームページをご覧ください。
■その他
▽ 乾電池は取り外し、個人情報情報が含まれる製品は、個人情報情報を消去してから回収ボックスに入れてください。
▽ 回収ボックスに入らないノートパソコン、およびデスクトップパソコン(モニター含む)は、製造メーカーに処理依頼するか、清掃センターに直接お持ち込みください。(ごみ集積所には出せません)
■問い合わせ先
一関清掃センター ☎21-2157
町民福祉課 ☎46-5562